

## ○茨城県立医療大学附属病院長選考規程

〔 平成 8 年 11 月 27 日 〕  
〔 医 療 大 訓 第 39 号 〕  
改正 平成 16 年 3 月 17 日  
改正 平成 16 年 7 月 21 日  
改正 平成 23 年 1 月 26 日  
改正 平成 28 年 6 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条及び第 7 条第 並びに茨城県立医療大学学則（平成 6 年茨城県規則第 108 号）第 9 条の 2 第 6 項の規定により、茨城県立医療大附属病院長（以下「病院長」という。）の選考及び任期に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の機関)

第 2 条 病院長候補者の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第 3 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、病院長候補者の選考を行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員になったとき。

2 病院長の選考は、原則として、前項第 1 号の場合は任期満了日の日の 30 日前ま でに、同項第 2 号及び第 3 号の場合はすみやかに行うものとする。

(病院長候補者及び病院長の資格等)

第 4 条 病院長候補者は、医師免許を有する者とし、人格が高潔で、学識が優れ、本学 の理念を深く理解するとともに病院管理・地域医療に識見を有する者でなければなら ない。

2 病院長は本学の専任教授又はその予定者（教授会の議を経た者）でなければなら ない。

3 病院長は、副学長、学生部長、附属図書館長、研究科長、学科長又はセンター長と の兼務はできない。

(教授会の意見)

第 5 条 学長は、病院長候補者の選考に当たっては、教授会の意見を聞くことができ る。

(知事への申し出)

第 6 条 学長は、第 3 条の規定により病院長候補者を選考した場合は、知事に申し出な

ければならない。

(任期)

第7条 病院長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号及び第3号の事由により選考された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の実施及び解釈)

第8条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、教授会の議を経て学長が定める。

(改正)

第9条 この規程は、教授会において、構成員（休職中及び海外出張中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければ改正できない。

付 則

1 この規程は、平成8年12月1日から施行する。

2 この規程の施行に際し現に付属病院長の職にある者は、この規程により選考された者とみなす。

付 則

この規程は、平成16年3月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。